

## 国際水準GAP取組水準向上支援事業補助金事務取扱要領

制 定 平成 30 年 4 月 19 日付け 30 農技第 132 号  
一部改正 平成 31 年 1 月 30 日付け 30 農技第 569 号  
一部改正 平成 31 年 4 月 19 日付け 31 農技第 94 号  
一部改正 令和 2 年 4 月 22 日付け 2 農技第 44 号

### 第 1 補助対象事業者

この事業の交付対象とする者（以下「補助対象事業者」という。）は、新たに別表 1 のいずれかの認証を取得しようとする者で、農業者、農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人（以下「法人」という。）、県域農業団体、農業協同組合、農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのある団体に限る。）及び国際水準GAP実践拡大事業補助金交付要綱第 1 の目的を達成するために知事が特に適当と認めた者とする。

### 第 2 対象とする事業の内容

この事業の対象とする経費及び補助率は、別表 2 のとおりとする。  
ただし、別表 2 のうち（1）の取組は必須とする。

### 第 3 対象品目

この事業の対象とする品目は、今後の県内のGAP認証取得拡大に波及することが期待できる品目とする。

### 第 4 事業実施の要件

補助対象事業者のGAP認証取得に向けた取組が、県内のGAP認証件数拡大のモデルになると見込まれること。

#### 別表 1

補助対象となるGAP認証	
1	GLOBAL G. A. P.
2	AS I A G A P
3	J G A P

#### 別表 2

区 分	補助率
1 GAP取組水準向上支援 (1) GAP認証審査に係る経費 (審査員の旅費等の経費含む) (2) GAP認証取得に係るコンサルタントの導入経費 (コンサルタントの旅費等の経費含む) (3) GAP認証取得に係る民間団体等が開催する研修会受講経費 (講師の旅費等の経費含む) (4) GAP認証取得に係る分析費（残留農薬、水質、土壌等）	定 額 (ただし、取得しようとする 認証1件あたり、個別の場合 は30万円、複数の経営体によ り構成される団体の場合は 80万円を限度とする)